

宮城県・熊本県 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「宮城県・熊本県 産業拠点形成連携“絆”特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業

内容：外国人エンジニアの就労促進に係る在留資格認定証明書交付に関する特例  
(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

スタートアップをはじめイノベティブな国内企業の成長を担う海外の優秀なITエンジニア及び半導体関連産業エンジニア並びにその通訳者(以下「外国人エンジニア」という。)を確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下に掲げる地域において、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その期間を明確化して、外国人エンジニアの就労を促進する。

① 熊本県全域【令和6年度中に実施】

② 宮城県全域【令和7年度中に実施】

(2) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例  
(国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、熊本県全域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。【令和7年度中を目途に実施】

(3) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援  
(国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

① 次世代パワー半導体に係る検査及び搬送装置(形状等に応じた先進オーダーメイド型)の開発・生産  
株式会社EFFORTが、次世代パワー半導体に係る検査及び搬送装置の

開発・生産拠点の整備を図る、半導体関連産業の高度化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

（熊本県）

- ② 半導体関連産業の拠点形成に資する、廃棄物高度中間処理施設（世界最新AI・デジタル技術駆使）の整備等事業

有価物回収協業組合石坂グループが、半導体関連産業の集積に伴う廃棄物受入増に対応した、廃棄物の処理能力の強化・高度化及び円滑な受入れを促進する処理施設の整備等を通じて半導体関連産業等の事業活動の効率化を図る、新技術の開発や提供、地域産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

（熊本県）

- ③ 半導体関連工場等の集積スピードアップに資する、大規模鉄骨構造物等組立てに係る自動溶接ロボットの導入等

株式会社一工業が、半導体関連工場等の集積に係る早期建設需要の高まりに対応した、大規模鉄骨構造物等組立てに係る操作性の高い自動溶接ロボットの導入等を通じて半導体工場等の建設工程のスピードアップ及び外国人材の受入れ円滑化や早期育成・確保を図る、地域産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。（熊本県）

- ④ 半導体関連産業の拠点形成に資する、関連製造事業所の再編・統合等集約及び輸送等効率化推進事業

平田機工株式会社が、半導体関連工場の集積や半導体製造装置の需要の高まりに対応した、半導体関連製造事業所の再編・統合等集約による、半導体製造装置の製造強化や輸送等効率化など、地域の効率的・安定的な半導体供給を図る、半導体関連産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。（熊本県）

- ⑤ 半導体関連産業の拠点形成の推進・波及に資する、検査等後工程の国内初ワンストップ対応施設整備等事業  
ダルマエレクトロニクス株式会社が、半導体製造（半導体チップ等搭載プリント基板等）の検査等後工程のボリューム・スピードアップ等ニーズに対応した、ワンストップ検査等施設の整備を通じて検査等の国内での完結体制の構築及び半導体パッケージ製品等の生産性・品質向上を図る、地域産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。（熊本県）

(4) 名称：国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業

内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請手続が英語で完結するよう、以下に掲げる地域において、英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。

#### ① 熊本県全域【令和8年度から実施予定】

### 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、新たな産業集積を支える外国人材の受入れ等の共通の地域課題を抱える両県の連携により、迅速な産業拠点の形成に向けた環境整備等を推進することを通じ、雇用・労働・創業などを始めとした地域の課題解決が図られるとともに、宮城県・熊本県産業拠点形成連携“絆”特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：近未来技術の実証事業を促進するための「熊本県近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である自動走行やドローン（小型無人機）及びAI・IoT等を活用した実証事業（以下「実証事業」という。）を促進することにより、近未来技術の早期実装を図るため、熊本県内において実証事業を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「熊本県近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「近未

来センター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和6年度中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び熊本県
- ii) 設置場所：熊本県庁（熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号）
- iii) 実施体制：センター長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：近未来センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
  - ・実証事業に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む。）
  - ・関係機関への情報提供及び調整
  - ・実証事業の場となる道路、土地又は施設の管理者との連絡調整
  - ・実証事業の実施に係る地元関係者への周知
  - ・国家戦略特別区域制度を活用した規制緩和に係る相談対応
  - ・その他実証事業の実施に必要な支援

(2) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「熊本県開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「熊本県開業ワンストップセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和7年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び熊本県
- ii) 設置場所：びぶれすイノベーションスタジオ内
- iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。
  - ・施設長は、熊本県産業支援課長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「宮城県・熊本県国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。
  - ・相談担当は、熊本県が担い、本事業全体に係る業務の総合窓口として連絡調整を行い、必要に応じて知見等を持つ事業者に委託する。
  - ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。  
なお、相談担当が兼務する場合もある。
- iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実施する。
  - ・相談担当による申請書等の作成支援
  - ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整 等

v) その他：完全予約制。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前10時から午後6時20分までとする。